

令和4年 6月20日 開会

令和4年 月 日 閉会

令和4年

第2回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和４年 第２回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第４３号	令和４年度別海町一般会計補正予算	１
議案第４４号	令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	２
議案第４５号	令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算	３
議案第４６号	別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	４
議案第４７号	別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について	９
議案第４８号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	１１
議案第４９号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	１３
議案第５０号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	１４
議案第５１号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	１５
議案第５２号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	１６
議案第５３号	工事請負契約の締結について	１７
議案第５４号	工事請負契約の締結について	１８
議案第５５号	工事請負契約の締結について	１９
議案第５６号	財産の取得について	２０
議案第５７号	財産の取得について	２１
議案第５８号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	２２
議案第５９号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について	２６
報告第５号	令和３年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について	２７
報告第６号	令和３年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について	２９
報告第７号	令和３年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	３１
報告第８号	令和３年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について	３３

議案第 4 3 号

令和 4 年度別海町一般会計補正予算

令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 4 号

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 5 号

令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第46号

別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定する。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、別海町議会議員及び別海町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 別海町議会議員及び別海町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項

又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により別海町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、別海町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- （1） 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところ

により、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第 47 号

別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

別海町表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町表彰条例の一部を改正する条例

別海町表彰条例（昭和 61 年別海町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「もの」を「者」に改める。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 別海町奨励賞 文化・スポーツ等の分野において活躍をし、その功績が顕著な者

第 6 条第 2 項中「特別功労者表彰、功労者表彰又は貢献賞の受賞者」を「第 3 条第 1 号から第 3 号の被表彰者」に、「特別功労章、功労章又は貢献章」を「記章」に改め、同条第 3 項中「町民栄誉賞」を「第 3 条第 4 号及び第 5 号の被表彰者」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（表彰の日等）

第 7 条 被表彰対象者の調査は、次のとおり行う。

（1） 第 3 条第 4 号及び第 5 号を除く各号の被表彰対象者は、毎年 4 月 1 日現在をもって調査する。

(2) 第3条第4号及び第5号の被表彰対象者は、別に規則で定める表彰基準に掲げる活動等の状況を随時調査する。

2 第3条第1号から第6号までの表彰については毎年度町長が定める日に、同条第7号の表彰については90歳の誕生日又は町長が定める日に行う。

第9条中「功労者等」を「被表彰者」に改め、同条第1号中「特別功労者及び功労者」を「第3条第1号及び第2号の被表彰者」に改め、同条第2号中「貢献賞又は長寿賞受賞者」を「第3条第3号又は第7号の被表彰者」に改める。

第10条中「表彰者」を「被表彰者」に改める。

第11条の見出し中「表彰者名簿」を「表彰名簿」に改め、同条中「表彰者の氏名」を「被表彰者の氏名」に、「表彰者名簿」を「表彰名簿」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 35 年別海村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

議案第 49 号

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険条例の一部を改正する条例

別海町介護保険条例（平成 12 年別海町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に、「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 50 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第51号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 52 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第53号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 国営太陽光発電施設出力制御対応工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 94,490,000円
(内消費税及び地方消費税額 8,590,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 札幌市白石区菊水七条2丁目8番13号
株式会社北海道ジーエス・ユアササービス
代表取締役 藤田 真一 |

議案第54号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大成53線地区農道改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 54,010,000円
(内消費税及び地方消費税額 4,910,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町中春別東町30番地
株式会社別海
代表取締役 篠田 巖 |

議案第55号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 町道上春別原野54線舗装修繕工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 50,050,000円
(内消費税及び地方消費税額 4,550,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第56号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

スクールバス 1台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 21,987,590円

(内消費税及び地方消費税額 1,989,540円)

4 取得の相手方 標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地

東北北海道日野自動車株式会社 中標津営業所

所長 蓮見 幸一

議案第57号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

空缶選別圧縮機 1基

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 13,640,000円

(内消費税及び地方消費税額 1,240,000円)

4 取得の相手方 札幌市中央区北一条西7丁目1番

ナラサキ産業株式会社 北海道支社

執行役員 北海道支社長 小松 誠一

議案第 58 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、尾岱沼辺地、床丹辺地及び美原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

北海道別海町尾岱沼辺地
(辺地の人口 1,349人、面積 29.4km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町尾岱沼港町155番地1

(3) 辺地度点数

124点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

公民館～住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく利用に支障を来しているため、改修を行う必要がある。

産業農林道～保安林の整備を行うため林業専用道を新設する必要がある。【尾岱沼地区(L=2,900m W=3.6m)】

経営近代化施設～安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館 (東公民館長寿命化改修事業)	別海町	170,000		170,000	170,000
産業農林道 (尾岱沼地区林道整備事業)	北海道	87,000	65,250	21,750	21,600
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	8,400	7,896	504	500
合計		265,400	73,146	192,254	192,100

総 合 整 備 計 画 書

北 海 道 別 海 町 床 丹 辺 地
(辺地の人口 249人、面積 46. 1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町床丹

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町床丹5番地101

(3) 辺地度点数

201点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	22,800	21,432	1,368	1,300
合 計		22,800	21,432	1,368	1,300

総 合 整 備 計 画 書

北 海 道 別 海 町 美 原 辺 地
(辺地の人口 243人、面積 66. 0km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町美原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町美原66番地24

(3) 辺地度点数

192点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業)	別 海 町	15,260	9,232	6,028	5,800
合 計		15,260	9,232	6,028	5,800

議案第 59 号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について

地方自治法第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋立てによって、別海町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を町の区域に次のとおり編入するものとする。

令和4年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 所在 野付郡別海町尾岱沼港町317番、179番2地先の公有水面埋立地
- 2 地積 1,684.99平方メートル
- 3 編入する区域 野付郡別海町尾岱沼港町

報告第 5 号

令和 3 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和３年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 収 入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入特定財源			その他		
						国庫支出金	道支出金	町債			
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (小中学校等対策経費)	14,850,000	14,850,000			7,425,000			7,425,000	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍管理システム改修事業	2,728,000	2,728,000			2,728,000				
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	152,200,000	42,911,000			42,911,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	11,271,000	10,583,000			10,583,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン追加接種事業	80,613,000	58,202,000			58,202,000				
6 農林水産業費	1 農業費	畜産クラスター事業	1,017,678,000	1,017,678,000			1,017,678,000			212,000	
6 農林水産業費	1 農業費	道営農道整備事業	1,212,000	1,212,000				1,000,000			
6 農林水産業費	2 広域農業対策費	農業水路等長寿命化事業	45,227,000	45,227,000			19,246,000		25,981,000		
8 土木費	4 住宅費	公営住宅等整備事業	254,843,000	209,151,000			55,972,000	152,500,000		679,000	
13 給与費	1 給与費	職員経費 (新型コロナウイルスワクチン接種事業)	5,600,000	3,777,000			3,777,000				
13 給与費	1 給与費	会計年度任用職員経費 (新型コロナウイルスワクチン接種事業)	2,100,000	1,623,000			1,623,000				
合計			1,588,322,000	1,407,942,000			195,042,000	1,025,103,000	153,500,000	25,981,000	8,316,000

報告第 6 号

令和 3 年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和３年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	道支出金	町債		
2 総務費	1 総務管理費	光ファイバ整備事業	2,891,900,000	2,891,900,000	783,800,000	2,104,840,000	3,260,000			ケーブル等の資材の調達及び施工体制の確保が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で難航したことにより、年度内に事業を完了することが困難となったため。
6 農林水産業費	1 農業費	畜産クラスター事業	152,596,000	152,596,000			152,596,000			施設整備事業で設置する自動給餌機が輸入元の自然災害により輸入できず、年度内に事業を完了することが困難となったため。
合計			3,044,496,000	3,044,496,000	783,800,000	2,104,840,000	155,856,000			

報告第 7 号

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和3年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 収 入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入特定財源			その他		
						国庫支出金	道支出金	町債			
2	下水道施設費	1 下水道施設費	特定環境保全公共 下水道事業	10,000,000		5,500,000		4,500,000			
3	集落排水施設費	1 農業集落排水施設費	農業集落排水事業	33,340,000		16,678,000		16,600,000			62,000
合計				43,340,000		22,178,000		21,100,000			62,000

報告第 8 号

令和 3 年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 4 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和3年度別海町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額										(単位：円)			
款	項	事業	業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 要するた な資産の 購入額	説明
							企業	債権	損留	益保			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	農業水路等長寿命 事業負担金		38,385,700	12,404,700	25,981,000	25,900,000		81,000			町が行う農業水路等長寿 命化事業の一部が繰越と なったため。	